

会議録・令和3年12月16日第4回定例会（第2日目）

1. 招集の年月日 令和3年12月6日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月16日 午前9時00分 議長宣告
4. 応招議員 14名

1番	奥山幸洋	2番	松本忍
3番	乾健郎	5番	阪井勇男
6番	下井清史	7番	江京子
8番	田邊ひとみ	9番	綿民和子
10番	北岡泰	11番	山内理
12番	中井啓悟	13番	樋口文隆
14番	高橋浩司	15番	伊豆千夜子

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

14名

7. 欠席議員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山口隆弘

議会書記 肥留間晴美 西川佳江 田所和幸

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 世古口哲哉 副町長 下村由美子

教育長 下村良次 総務防災課長 松本章

まちづくり戦略課長 朝倉正浩 税務課長 青木大輔

生活環境課長 西尾仁志 住民ほけん課長 吉川伸幸

健康あゆみ課長	西岡郁玲	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	松井友吾
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

5番 阪井勇男

6番 下井清史

11. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 同意第4号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第3 承認第6号 専決処分した事件の承認について
令和3年度明和町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第4 報告第14号 専決処分事項の報告について
令和2年度 道-6 道路防災事業 町道大淀役場坂本線道路冠水対策工事の変更契約の締結について
- 日程第5 報告第15号 専決処分事項の報告について
令和3年度 管工-3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事36工区の変更契約の締結について
- 日程第6 議案第62号 明和の里の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第63号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第64号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第65号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第66号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第67号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第68号 令和3年度明和町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第69号 令和3年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第70号 令和3年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第71号 令和3年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第72号 令和3年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第73号 令和3年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第74号 令和3年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第75号 令和3年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回明和町議会定例会第2日目の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

なお、本定例会より、電子採決システムにより表決を行いますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日は念のため、施工業者を書記席と傍聴席に待機させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 新聞社より写真撮影の申出がございました。ご承知おきください。よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

5 番 阪 井 勇 男 議員

6 番 下 井 清 史 議員

の両名を指名します。

◎同意第 4 号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第 2 同意第 4 号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

ただいま上程されました同意第 4 号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

このたび、明和町固定資産評価審査委員会委員として、平成24年12月24日に選任され、その任務に当たっていただいております明和町大字明星に在住の長岡孝氏の任期が令和 3 年12月23日に満了となります。その後任に、明和町大字新茶屋に在住の北河健一氏を選任したいので、地方税法第423条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

北河氏は、昭和49年に名古屋国税局に入庁され、その間、管内の税務署等に勤務し、個人課税部門の統括官等を歴任されました。長期にわたり税務職員として幅広く活躍され、知識、経験も豊富な方で適任者であると考えますので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） これから、同意第 4 号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は

反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎承認第6号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第3 承認第6号 専決処分した事件の承認について、令和3年度明和町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました承認第6号 専決処分した事件の承認について、令和3年度明和町一般会計補正予算（第8号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、子育て世帯への臨時特別給付金を給付するための経費として、総額2億390万円を11月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、歳出、13ページからお願いします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、専決した事件の承認について、令和3年度明和町一般会計補正予算（第8号）につきまして説明申し上げます。

議会資料の5-3-1を、まずお願いいたします。

国におきまして、令和3年11月26日に補正予算案が閣議決定され、子育て世帯等臨時特別支援事業の概略が示されました。その趣旨の一部としまして、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯について、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、児童を養育している者の年収が一定額以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人10万円相当の給付を行うというものでございました。この一定額とは、児童手当の特例給付に当たる収入額のことでございます。つまり、給付の対象者は児童手当の本則給付相当の受給者の収入の方ということになります。

10万円相当の給付につきましては、まず5万円の現金給付としまして、年内の支給を目指し、できるだけ速やかな開始に向けて検討することとされています。いわゆる子育て世帯への臨時特別給付金先行給付金という部分になります。残りの5万円相当分につきましては、来年春の卒業・入学・新学期に向けて子育てに係る商品やサービスに利用できる5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うとされています。

このたび、専決処分させていただいたのは、このうち子育て世帯への臨時特別給付金先行給付金に係るものでございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり年内の支給を目指して、できるだけ速やかな開始に向けて検討することとされたことを受け、早急に事業に着手する必要がございましたことから、地方自治法第179条第1項に基づき11月30日付で専決処分によりまして予算を確保し、当該事業に着手させていただいているところでございます。

支給対象児童は平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童で、明和町内で約4,000人を見込んでおります。支給金額は対象児童1人

につき5万円でございます。

この申請につきましては2通りの方法で進めさせていただきます。まず、児童手当受給者である対象者につきましては、申請不要で児童手当の指定口座に振り込みます。支給は12月下旬を予定しております。それ以外の対象者や公務員の方につきましては、申請が必要ですので、申請に係る案内通知を近日中に発送する予定でございます。支給につきましては順次行っていきたくて考えております。

それでは、補正予算の詳細について説明を申し上げます。

まず、歳出について説明いたします。

議案書の13ページ、14ページをご覧ください。

3款・民生費、2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費に子育て世帯等臨時特別支援事業としまして2億390万円を計上しております。内訳としましては次のとおりでございます。1節・報酬に当該事業の事務処理に当たる会計年度任用職員の報酬としまして44万4,000円を計上しております。3節・職員手当等に時間外勤務手当としまして24万円を計上しております。4節・共済費に会計年度任用職員の社会保険料に係る分としまして7万3,000円を計上しております。8節・旅費に会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償として4万円を計上しております。10節・需用費に宛名シールやファイルなどの購入費として消耗品費5万5,000円、封筒などの印刷製本費としまして9万円、合計14万5,000円を計上しております。11節・役務費に案内通知等の郵送料として98万円、振込手数料として30万円、合計128万円を計上しております。12節・委託料に対象者抽出等に係る電算委託料としまして167万8,000円を計上しております。以上、事務費の総計が390万円となります。全額国庫補助を見込んでおります。

18節・負担金補助及び交付金に子育て世帯への臨時特別給付金として2億円を計上しております。給付する子どもの数は4,000人を想定しております。こちらにつきましても全額国庫補助を見込んでおります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金に2億390万円を計上しております。歳出で説明いたしました子育て世帯等臨時特別支援事業の事業費、事務費に係る国の補助金で、補助率は100%でございます。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

この件は、承認事項であります。特に質疑される方がありましたらお受けしたいと思っております。

質疑される方はございませんか。

1番 奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） かねがね前から、前回は申し上げましたんですが、専決につきましては前も申し上げましたんですが、私たちは二元代表制の下、住民に選ばれた代表で、町民の皆様のためにこの大事な皆様の税金を審議すると、それで議決をするということが私たちの一番の本分であります。専決になりますと、専決は専決でなければならないときがあるのは理解できるんですが、極力この専決というのをやっぱり審議、私たちは議決というのを一番大事にしておりますので、そこら辺のところをできるように、町長さんも一緒でございますね、そういうところを重要視してもらって、専決じゃなくて議決ができるような議案の提案の仕方をしていただきたいと思います。

これについてはちょっと町長に答弁をいただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 今回の件につきましてもご相談させてもらった中で専決ということでさせていただきました。極力、おっしゃられるように臨時議会とかという形を取っていく方向で今後も考えていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） そうですね、先ほど町長が言われたような考え方で、これから予算の執行をしていただくようお願いを申し上げまして終わります。

○議長（伊豆 千夜子） ほかにございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしくお願ひいたします。私はこの専決に関して、説明をいろいろ聞いておりましたので腑に落ちない点がございまして、ここで確認をさせていただきたいと思ひます。

教育厚生常任委員会の委員でもございませぬので、これに当たった経緯を確認したいと思ひます。

事前協議において、吉川課長が専決をお願ひしたのかどうか、その確認をまず1点したいと思ひます。

それと、町長は議決を必要だと先ほど奥山議員の質問に答えられました。今回、前回もいろいろ専決ではもめておりますので、執行部としては本来議決を求める臨時議会の開催を求めるといふことだったと思ひますけれども、この期間、この臨時議会を開催できなかったのかどうか。議会側のこれは判断ではございませぬが、これはもう三役の日程が合わへんのですわとか担当課長がおらへんのですわとか、いろんなことがあつて臨時議会が開かれなかつたのかなといふふうにはおはりますが、その事前協議以降の結果が出るまでの流れを、執行部側からの視線でちょっとお答え願ひたいと思ひます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） まず、事前協議の段階でどういふお願ひをさせてもらったのかといふことではございませぬ。私としましては、臨時議会のほうでお願ひしたいといふことで申出をさせていただきました。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問ございますか。

副町長。

○副町長（下村 由美子） 私が議長、副議長にご相談をさせていただいたのが11月29日だと思います。11月29日の段階ではこちら執行部としては臨時会を開催していただきたいというふうな申出をさせていただきました。その中でいろいろ臨時会を12月8日に開催していただきたいという話を持っていったんですが、8日で間に合うのかどうかというような話がありまして、それで12月2日と3日に委員会があるので、その日はどうかということを確認に事務のほうへ行っている間に、専決というふうな形になっております。

○議長（伊豆 千夜子） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 執行部側からは一応、先ほどから申し上げておりますけれども、臨時議会をとということで言わせていただきました。その後、私のほうにも議長、副議長来ていただいて、専決では駄目なのかという話も聞きました。私としましては、これまでも専決の話でいろいろありましたので、お願いとしましては臨時議会をお願いしたいということで言わせていただいておりますということです。

ただ、議会のほうとしましては、今回の案件とか、より早く先ほども課長の説明もありましたけれども、年内に払いたいという部分がありましたので、現実として、事務のほうをスムーズに進めるためには、それは臨時会よりも専決のほうがいいという思いはありました。ただ、これまでの経緯もありましたので、専決でいいということであれば、その旨で行きたいということは言わせていただきましたので、申出としましては臨時会、ただ、今回のものの趣旨として、議会のほうでご判断いただいて専決ということであれば、それに越したことはないというふうに思っております。

その中で、私としましては、今回の議案の内容、国の施策の中のできるだけ12月の中で払ってくださいという話がありましたので、そこら辺をご理解いただいて、専決でいいんじゃないかというご意見をいただいたものだということと専決をさせていただいたところでありまして、実際、5万円の話この後のところで全協も開いていただいて、また追加議案で一括という部分もさせていた

だきますけれども、やはり事務をスムーズに進めてきた中で、今回、国のいろいろなぶれというか、そういった中にも対応していったのは、早く専決でやっていただいたおかげかなというふうに私としては思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ということは、12月8日で臨時議会を申し入れたと、議会側のほうから専決で行ってはどうかというふうにあったということよろしいんですかね。その議会側が12月8日は待たずに専決でというのは、そのときどなたがお見えになってそういうお話をされたのか確認をしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） すみません、暫時休憩させていただきます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

（午前 9時 23分）

（午前 9時 31分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁よろしいですか。

副町長。

○副町長（下村 由美子） この専決を決めた時点がいつかということですが、先ほど町長のところへ議長と副議長が来ていろいろ話をされて、その中で専決でもいいんじゃないかというふうな話だったんだと思うんですけれども、それでお2人が、私と局長が事務局にいて、そこへ議長と副議長が町長室から戻っ

てみえて、いろんな話をした中で専決というのともいうような話を聞かせていただいたので、それだったらいろいろな緊急的な部分もありますので、じゃ、早くやったほうがいいのかなということもあって、専決ということで事務を進めていきますという話をさせていただいて、それから町長のところで専決ということで進めさせてもらいますということで、このような状況になりました。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ということは、正副議長から申入れがあつてということを確認しとるんです、僕は。正副議長から申入れがあつて専決になったのか、その話合いをどちらが先やったんやというのをここで確認したいんです。町長のほうから専決にさせてくれと言ったのか、初めは臨時議会を設けてくださいねという。これ確認の事項ですからね、答弁が何か曖昧やもんで。町長のほうから、初めは臨時議会をもって議決をしてくださいと申入れをしとるはずですね。その話合いの中で、そこへ正副議長が来て、正副議長の側から専決をしましよねという話をしたのか、話合いの中で町長のほうから専決をさせてくださいと言ったのか、その部分を僕は確認しておるので、もう一度答弁お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 私のほうからは、課長にも副町長にも臨時会でいこうやという話はさせていただきました。その中でご協議をさせていただいた上で専決という方法では駄目なのかという話で、議長、副議長が僕の気持ちを聞きに来ていただきました。その中で、私としてはこれまでの、先ほどからも言っていますけれども、経緯もあるので、臨時会のほうを開いてもらうということで要請させていただきますと。ただ、何度も言いますが、緊急性は間違いなくあると思いましたが、ただ、それと議案の内容もやはり国の制度のやつで、できるだけ早く払いなさいと言われとるやつですので、できるだけ対応したいということで、専決でいけるなら、それはそうさせてもらえらるんであれば

そうさせてもらうほうが、うちとしてはありがたいという気持ちでお伝えさせていただきました。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 最後ですので。さっきの確認やでな、答弁が曖昧やったので確認をただけで。

前の町長やったら、もし議会側から専決でどうですかなんて言ったら、執行権の侵害やっていうふうに怒ったと思いますわ。あくまでも地方自治法は執行者側が専決をする、お願いをするということで優先的に、何かの問題点があるときに専決処分ができますよというのがあると思うんですよね。それを、町長さんのやっているのは正しい方法やというふうに思いますけれども、議会側からもしそんな話があったときには、これからも執行権の侵害やと、議会が要らんこと言わんといてくれと、私たちが私たちのお願いをする方向性で進めてくださいというふうに言っていたきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 今回の案件につきましてですけれども、近隣も聞かせてもらった中で、議決、臨時会をたまたま開くので、それに乗せた自治体もありましたし、違った形で、会期中であったので追加議案で上げたというところもあったというふうに聞いておりますし、専決でいった自治体もあるというふうに聞いております。その中で、一番いいのは臨時議会というのが一番いいんだというふうに思いますし、これまでの経緯も含めて、私としてはそれでお願いしようかなと思ってさせていただきました。

ただ、職員のいろいろなこととか、できるだけ早く事務進めたいという気持ちもありましたので、やはりそれは行政をスムーズに進めるためと、それから議員さんのご理解もいただけるのであれば、そのような形を取るのが一番事務的にスムーズに行くんじゃないかなという思いの中でさせていただいた、専決と

いう形を取らせてもらいました。

しかしながら、北岡議員言われるように、こちらがどうするかという中で言えば、例えば先ほどの臨時会やったら臨時会、専決なら専決という部分の中の執行権という部分ということで言われるのであれば、今後、それを十分理解、今後もどっちがいいのかという部分をきちっと考えながら、うちのほうで判断させていただいてやらせてもらうようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで承認第6号の質疑を終わります。

これから承認第6号 専決処分した事件の承認について、令和3年度明和町一般会計補正予算（第8号）を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎報告第14号の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第4 報告第14号 専決処分事項の報告について、令和2年度 道－6 道路防災事業 町道大淀役場坂本線道路冠水対策工事の

変更契約の締結についてを議題とします。

報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） それでは、報告第14号 専決処分事項の報告をいたします。

議案書20ページ、21ページ及び議会資料9-2-1をご覧ください。

令和2年度 道-6 道路防災事業 町道大淀役場坂本線道路冠水対策工事の変更契約の締結について報告いたします。

こちらの工事は、令和3年1月22日の臨時議会にて工事契約締結をご承認いただいた案件でございます。令和3年10月29日付で変更契約を締結し、専決処分とさせていただきます。工事場所は、資料9-2-1にありますとおり、大淀役場坂本線立山橋から役場東交差点に向かって、オープンシールド工法による道路側溝工事でございます。

変更内容といたしましては、電柱、電線が矢板作業に支障があるため、一旦別の場所に仮の電柱を立てて、工事完了後に元の位置に電柱を立て直す仮設において、当初想定していた道路敷への建柱位置より安価になる民地への建柱が可能となったため仮設費を減額いたしました。また、既設構造物の取壊し量が予定より少なくなることにより工事費を減額いたしました。当初契約1億9,580万円から883万7,400円を減額し、1億8,696万2,600円で変更契約を締結いたしました。契約の相手方は、株式会社土屋建設代表取締役土屋忠でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第14号を終わります。

◎報告第15号の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第5 報告第15号 専決処分事項の報告について、令和3年度 管工-3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事36工区の変更契約の締結についてを議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、報告第15号 専決処分事項について報告をいたします。

議案書22ページ、23ページ及び議会資料10-2-1をご覧ください。

令和3年度 管工-3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事36工区の変更契約の締結について報告をいたします。

こちらの工事は、6月議会で工事契約締結をご承認いただいた案件でございます。令和3年11月26日付で変更契約を締結し、専決処分とさせていただきます。

工事場所は、資料10-2-1のとおり、明星地内明星苑団地内の汚水を県道伊勢小俣松阪線に設置されております宮川流域下水道明和5-2接続点に接続するための推進工法及び開削工法による下水道管路施設工事でございます。

変更内容といたしましては、施工延長は推進工法が1.4mの増、開削工法は10.6mの増、全体の施工延長といたしまして当初231.2mから243.2mに変更を行い、12.0mの増となりましたが、交通誘導員の減などにより、当初契約1億725万円から301万8,400円を減額し、1億423万1,600円に変更契約を締結いたしました。契約の相手方は、株式会社土屋建設代表取締役土屋忠でございます。

報告は以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第15号を終わります。

◎議案第62号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第6 議案第62号 明和の里の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第62号 明和の里の指定管理者の指定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和の里の管理運営につきまして、明和町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間、社会福祉法人明和町社会福祉協議会を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 詳細説明を申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

施設の名称は明和の里で、団体の名称は社会福祉法人明和町社会福祉協議会でございます。こちら、現在の指定管理者と同じでございます。指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

議会定例会資料の5-3-2をご覧ください。

明和の里指定管理候補者の選定に係る経過について説明を申し上げます。

選定の方法につきましては、明和町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に基づきまして選定をいたしました。選定の経過につきましては、資料にありますとおり、第1回明和町公の施設指定管理者選定委員会において募集要項を決定し、その後、募集の告示を行うとともに、募集要項を配布し、11月1日から8日までの間申請書の受付を行いました。申請書の提出は社会福祉法人明和町社会福祉協議会の1法人のみでした。11月17日に第2回指定管理者選定委員会を開催し、申請者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行い、その後、選定委員により資格審査・採点を行いました。その結果、社会福祉法人明和町社会福祉協議会を明和の里の指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本議会に提出させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第62号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第62号 明和の里の指定管理者の指定についてを電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

◎議案第63号及び議案第64号の一括上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

日程第7 議案第63号及び日程第8 議案第64号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第7 議案第63号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第64号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました議案第63号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例と、議案第64号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、みどり保育所を認定こども園に変更することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、

お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 議案第63号 明和町保育所設置条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げます。

改正理由は、明和町幼稚園・保育所・こども園再編方針に基づき、みどり保育所を認定こども園として運営することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

定例会資料14-1-1をご覧ください。

第2条の名称、位置及び定員にありますみどり保育所の項目を削除させていただくものでございます。また、この条例の附則としまして、この改正は令和4年4月1日からの施行といたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第64号 明和町認定こども園設置条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げます。

改正理由は、明和町幼稚園・保育所・こども園再編方針に基づき、みどり保育所を認定こども園として運営することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

定例会資料14-1-2をご覧ください。

第3条、名称、位置及び定員にありますみどりこども園の項目を追加させていただくものでございます。また、この条例の附則としまして、この改正は令和4年4月1日からの施行といたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 一括上程しました議案の詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第63号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例の質疑を行

います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 質疑される方がないので、これで議案第63号の質疑を終わります。

続きまして、議案第64号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 質疑される方がないので、これで議案第64号の質疑を終わります。

以上で一括上程した議案の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから一括上程した議案の採決を行います。

まず、議案第63号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第64号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

◎議案第65号の上程～採決

○議長(伊豆 千夜子) 日程第9 議案第65号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第65号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

議会定例会資料5-2-1の新旧対照表をご覧ください。

こちらは令和4年1月1日より健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行され、健康保険法施行令第36条に掲げる出産育児一時金の金額が引き上げられることから、新旧対照表のとおり明和町国民健康保険条例第6条に掲げる出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に改正するものでございます。

趣旨につきましてもう少し説明申し上げます。令和4年1月1日から出産事故により障がいの状態になった場合に補償する産科医療保障制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになり、出産育児一時金に加算する明和町国民健康保険規則で定める額も1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げることとなります。一方、社会保障審議会医療保険部会におきまして、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額は42万円を維持すべきであるとされた意見を踏まえ、加算額を4,000円引き下げる分、支給総額が42万円になるように出産育児一時金の額を4,000円引き上げるというものでございます。

この条例につきましては、令和4年1月1日から施行することとし、この条例の施行の日の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定により出産育児一時金の額につきましては、なお従前の例によることといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 質疑される方がないので、これで議案第65号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

◎議案第66号の上程～採決

○議長(伊豆 千夜子) お諮りします。

日程第10 議案第66号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第66号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、町内の事業所設置をさらに奨励するため、期限延長と併せて要件の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） それでは、議案第66号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

議案書の32ページ、33ページ並びに議会資料の2-2-1をご覧くださいと思います。

本案は、町内の事業所設置をさらに奨励するため、期限延長と併せて要件を緩和するもので、第2条で土地の取得に関しましては、これまで宅地以外の購入のみであったものを、宅地で購入したのも対象とするものでございます。また、これまで家屋の新設が要件にありましたが、家屋の取得時も対象とするものでございます。その他は字句等の修正などがございます。

第3条では、これまで投資金額が5,000万円以上でありましたが、町内の企業が増設を行う場合については2,500万円以上に基準額の引き下げを行います。町内にある事業者の設備投資と、空き工場などへの事業所誘致を促進したいと考えておりますので、お認めいただきますようお願いしたいと思います。

なお、要件の緩和につきましては、令和4年1月1日から施行といたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明は終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 質疑される方がないので、これで議案第66号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 明和町事業所設置奨励条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

◎議案第67号の上程～採決

○議長(伊豆 千夜子) お諮りします。

日程第11 議案第67号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第67号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、上水道の使用料金の改定及びこれまで税抜き表示であった基本料金、超過料金、給水加入金を総額表示に改めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、議案第67号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

本件は令和4年度から着手をする上水道本管の老朽管更新事業、また今後事業を実施する計画であります管路の耐震化事業などによる収支バランスを考慮した結果、今後も安定した上水道事業経営が持続できるよう、現行の水道料金を最大で5%の引上げをお願いするものでございます。資料10-1-1から10-1-3は、明和町水道事業給水条例の一部改正に係る新旧対照表でございます。今回の条例改正では、水道料金の引上げ改定と併せ、条例上の消費税表記の取扱いを改める必要がありますことから、第31条料金と第40条加入金、また関連する別表第1と別表第2の改正をいたします。

改正内容の補足資料といたしまして、資料10-1-4をご覧ください。条例第31条及び別表第1に規定する水道料金の改定内容でございます。

表内一番左列の金額は現行の基本料金と超過料金でございます。今回の改正によりそれぞれの金額を2列目の改定料金に改めます。そして、改定率は3列

目のとおりで5%を最大として端数調整をした金額となります。基本料金では、加入金13mmの場合、現行料金1,050円に対しまして、改定料金が1,100円となります。また、超過料金につきましても、使用水量11m³以上、21m³以上、51m³以上の現行料金、改定料金、改定率をそれぞれ記載しております。4列目は条例別表の表示金額となりますが、こちらは消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法による総額表示を行うものであり、第31条本文中の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を削除することによるものでございます。表の下段には改定前後の料金算定例をお示ししております。

次に、資料10-1-5をご覧ください。

条例第40条及び別表第2に規定する加入金でございますが、加入金につきましては金額の改定はありませんが、消費税の総額表示を行うためのみの改定でございます。

本条例の施行といたしましては、令和4年4月1日から施行し、5月検針の6月請求分の水道料金から適用いたします。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第67号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

8番 田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 失礼いたします。ただいま上程されました議案第67号に関しまして、反対の立場で討論を行います。

まず、第1に、住民の負担を軽減するという立場から、料金の値上げという

ものに反対をいたします。特に、今はコロナ禍の渦中であり、住民の皆さんの生活が非常に不安定な時期である、このことが大きく関係しております。

2つ目として、料金の値上げを回避するための手だて、例えば一般会計からの繰入れ、国への要望活動など、十分な努力や検討をされたのかどうか。明和町として本当に責任を果たしているのかどうかという点を指摘したいと思います。

併せまして、本町の水道会計が厳しくなっているその背景には、国が自治体に対し、きちんと責任を果たしていない、このことが大きな要因だと考えております。命に関わる水道事業のような公共インフラ整備に対し、国は責任を持って補助を行うべきと考えます。

今後、水道事業を進めていくに当たり、水道管の老朽化対策、災害対策等大きな課題が山積みでございます。その中において、住民の生活を維持するためのライフラインがストップするようなことがあってはなりません。どうか、今後この計画の中で、住民の命と暮らしを守るため、その事業をしっかりと責任を持って進めていただくこと、当然その中には住民の負担軽減ということも含め努力をしていただきたいと、このことを求めて反対の立場として討論をさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ほかに討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第67号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。
賛成多数です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

○議長(伊豆 千夜子) お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 異議なしと認めます。

よって暫時休憩いたします。

25分までお願いします。

(午前 10時 13分)

(午前 10時 25分)

○議長(伊豆 千夜子) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第68号から議案第75号の一括上程

○議長(伊豆 千夜子) お諮りします。

日程第12 議案第68号から日程第19 議案第75号を一括条例し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第12 議案第68号 令和3年度明和町一般会計補正予算（第9号）

日程第13 議案第69号 令和3年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第4号）

日程第14 議案第70号 令和3年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（
第3号）

日程第15 議案第71号 令和3年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第1号）

日程第16 議案第72号 令和3年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）

日程第17 議案第73号 令和3年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3
号）

日程第18 議案第74号 令和3年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

日程第19 議案第75号 令和3年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました議案第68号から議案第75号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第68号 令和3年度明和町一般会計補正予算（第9号）につきましては、総額で2億9,623万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では一般管理費で人件費の追加補正などを、企画費ではふるさと寄附事業の返礼品代などを追加補正でお願いしております。

民生費では障がい者福祉費で実績見込みに伴う介護給付費を、児童福祉総務費で電算委託料の追加補正をお願いしております。

衛生費では保健衛生総務費で、新型コロナウイルス感染症対策予防接種委託料などの追加補正を、母子衛生費で過年度国県等支出金返還金の追加補正をお願いしております。

農林水産業費では、農業振興費で過年度国県等支出金返還金を、漁港費で大淀漁港泊地浚渫工事の追加補正をお願いしております。

商工費では、商工業振興費でインキュベーションセンター開設準備委託料等を追加補正でお願いしております。

土木費では、道路橋梁維持費で施設等修繕料の追加補正を、道路新設改良費で社会資本整備総合交付金事業として道路拡幅工事の追加補正をお願いしております。

教育費では、小学校費で水道料などの需用費の追加補正を、文化財保存活用費では、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金の追加補正を、保健体育総務費では国民体育大会等の負担金の減額補正をお願いしております。

諸支出金では、ふるさと寄附に関する基金積立金の追加補正をお願いしております。これに対し、歳入では、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しています。

次に、議案第69号 令和3年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、2億3,785万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

保存活用費で土地公有化事業として公有財産購入費をお願いしております。

次に、議案第70号 令和3年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、1,779万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。諸支出金で過年度国県等支出金返還金などをお願いしております。

次に、議案第71号 令和3年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、98万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

農業集落排水総務費で人件費の追加補正などをお願いしております。

次に、議案第72号 令和3年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、147万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。公共下水道総務費で、人件費の追加補正などをお願いしております。

次に、議案第73号 令和3年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、1,355万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。

保険給付費で介護予防サービス給付費などの追加補正と、諸支出金で一般会計繰出金の追加補正などをお願いしております。

次に、議案第74号 令和3年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、356万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金で、保険基盤安定制度負担金の減額補正をお願いしております。

次に、議案第75号 令和3年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、533万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

収益的支出の水道事業費用で会計年度任用職員報酬など479万3,000円の減額補正を、資本的支出で職員手当など53万8,000円の減額補正をお願いしております。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第68号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第68号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ペー

ジ、歳出からお願いします。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、よろしくをお願いします。

詳細説明をさせていただきますけれども、各科目の説明をさせていただく前に、全般にわたります人件費の関係につきまして、私から一括して最初にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

予算に関する説明書の32ページの次のページになります給与費明細書をご提出しておりますので、これに基づきましてご説明を申し上げます。32ページの次のページの給与費明細書でございますので、よろしくをお願いします。

まず、補正をお願いいたします主な理由につきましては、給料及び職員手当では、退職や育児休業等による給料等の減額、早期退職に伴う特別負担金の増額と、今年度の人事異動に伴います支出科目の組替えが主な理由でございます。

それでは、一給一の上の表でございますが、特別職からご説明を申し上げます。長等、これは町長、副町長、教育長になりますが、比較の欄で共済費が5,000円の増額となっております。これは共済組合負担金の割合の変更に伴う増額でございます。

次に、次のページ、一給二をご覧ください。

ア．会計年度任用職員以外の職員でございますが、これが正規職員の分でございます。比較が12月と11月となっておりますが、11月側に記載の金額につきましては、職員手当の内訳の時間外手当以外は当初予算の金額となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、給与費のうち、比較の給料で3,351万1,000円の減額でございます。減額の主な理由は、予定外の退職や育児休業によるものでございます。

職員手当では1,078万9,000円の増額でございます。増減の主な理由を下の職員手当の内訳の表でそれぞれご説明をいたしますと、扶養手当が48万円の増で、これは対象となる親族の増によるものです。通勤手当が53万6,000円の減、これは転居などが主な要因です。住居手当が91万2,000円の減、これは賃貸住宅

への入居者の減などによるものです。管理職手当が55万4,000円の増で、管理職員が1名増となったものでございます。期末手当の457万1,000円の減と勤勉手当の576万4,000円の減は、退職者分や育休休業に伴うものです。時間外手当、特殊勤務手当、宿日直手当はこの12月補正までにお認めいただきました分と増減ございません。児童手当は94万5,000円の増、これは支給対象児童の増によるものです。退職手当組合負担金は1,994万5,000円の増、これは三重県市町村事務組合での負担金のうち、主に早期退職に係る特別負担金によるものです。管理職員特別勤務手当は増減なし、単身赴任手当は64万8,000円の増で、群馬県明和町に派遣している職員に支給をさせていただいている分でございます。それから、共済費は760万1,000円の減額で、退職者や育児休業者分に伴うものが原因です。

なお、下の表のイ．会計年度任用職員につきましては、一般会計では増減なしでございます。

次のページ（2）は給料及び職員手当の増減額の明細です。

その次のページ、（3）給料及び職員手当の状況につきましては、統計的な資料でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

なお、各特別会計にも給与費明細書を添付してございます。それぞれ予算額の増減がございしますが、人事異動に伴う増減が主な理由となっておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

以上でございますが、この後詳細説明におきまして、各科目及び各特別会計で人件費、支出課目で申し上げますと2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費についてそれぞれ補正を計上しておりますが、ただいまの説明をもちまして各課長からの説明を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、9ページ、10ページへお戻りいただきたいと思います。9ページ、10ページでございます。

1款・議会費を飛ばしまして、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一

般管理費、12節・委託料でございます。人事管理費の例規整備等支援委託費で33万円の追加補正をお願いをしております。これは地方公務員法の改正に基づく職員の定年延長に関する制度設計や、必要な整備を行っていくため、これらの業務支援を受けるための委託料でございます。

次に、7目・災害対策費で71万円の追加補正をお願いしています。12節・委託料、家具固定作業委託料で11万円の増額で、これは当初では20件分を見込んでおりましたが、10件分ほど不足する見込みとなってまいりましたので補正をお願いするものでございます。

次に、その下の職員参集管理システム導入委託料として60万円の補正で、このシステムは災害発生時、職員の安否確認や参集の可否の確認に時間を要し、初動が遅れるという。

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

暫時休憩とします。

（午前 10時 40分）

（午前 10時 41分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、会議を開きます。

○総務防災課長（松本 章） すみません、大変申し訳ございませんでした。

12節・委託料、家具固定作業委託料で11万円の増額で、これは当初では20件分を見込んでおりましたが、10件分ほど不足する見込みとなってまいりましたので補正をお願いするものでございます。

次に、その下の職員参集管理システム導入委託料として60万円の補正で、こ

のシステムは災害発生時に職員の安否確認や参集の可否の確認に時間を要し、初動が遅れるという課題を解決するためのもので、気象庁の災害情報を自動検知し、それを基に、該当職員に参集連絡を自動配信し、安否確認や参集可否確認の回答状況を自動集計するものでございます。当システムを来年度当初から稼働させるため、その導入委託料の補正をお願いするものでございます。

続きまして、8目・防犯対策費で30万円の追加補正をお願いしています。10節・需用費、施設等修繕料で30万円の増額で、これは町管理の防犯灯の修繕について、落雷を原因とする故障が多く発生したため、当初の見込みを超える修繕が必要となったものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 10目・企画費で1億4,110万円を計上しております。右ページをご覧くださいと思います。

内訳といたしまして、7節・報償費は6,000万円で、ふるさと寄附に関する返礼品代を、11節・役務費は8,000万円でふるさと寄附返礼品の郵送料等で4,000万円、ふるさと寄附の手数料で4,000万円でございます。

続いて、11ページからをご覧ください。12節・委託料で業務委託料110万円でございますが、こちらはふるさと寄附のサイトを新たに10サイト追加するためのシステム改修に係る費用でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 13ページ、14ページをご覧ください。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費、22節・償還金利子及び割引料に9万1,000円を計上しております。こちらは、相談支援総務費の過年度国県等支出金返還金で、令和2年度の生活困窮者就労準備支援等事業補助金の額の確定を受けて返還するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 2目・国民健康保険事務費に1,059万5,000円の減額補正をお願いしております。内訳は、27節・繰出金1,059万5,000円の減

額でございます。これは国民健康保険特別会計に繰り出す繰出金で、国から示される財政安定化支援事業に係る負担金が確定したことによるものと、国民健康保険特別会計の総務費に係るものでございます。詳細は国民健康保険特別会計のところで説明いたします。

続きまして、3目・後期高齢者医療事務費に356万4,000円の減額補正をお願いしております。内訳は、27節・繰出金の356万4,000円の減額でございます。これは後期高齢者医療特別会計に繰り出す繰出金で、後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定制度負担金に係るものでございます。保険基盤安定制度負担金につきましては4分の3の県の負担がございます。詳細は後期高齢者医療特別会計の最初のところで説明いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 5目・障がい者福祉費で8,829万円を計上しております。まず、障がい者福祉費の8,823万7,000円は、19節・扶助費に8,720万円を計上しております。内訳としまして、身体障がい者補装具給付費60万円と介護給付費8,560万円及び地域生活支援事業費100万円で、コロナ禍における障がい福祉サービスの増加や、児童発達支援事業の利用の増加による実績見込みから不足が見込まれるため増額補正をお願いするものです。

22節・償還金利子及び割引料に103万7,000円を計上しております。こちらは過年度国県等支出金返還金で、令和2年度の障がい者医療費国庫負担金及び特別支援学校等の臨時休業に伴う支援事業費補助金の額の確定を受けて返還するものです。

続きまして、障がい者生活支援センター費、22節・償還金利子及び割引料に5万3,000円を計上しております。こちらは過年度国県等支出金返還金で、令和2年度の地域生活支援促進事業における国庫補助金及び県補助金の額の確定を受けて返還するものでございます。

続きまして、6目・高齢者福祉費で124万円の減額をお願いしております。高齢者福祉費の124万円の減額は22節・償還金利子及び割引料に42万8,000円を

計上しております。こちらは過年度国県等支出金返還金で、令和2年度の高齢者地域福祉推進事業費補助金の額の確定を受けて返還するものです。

次に、27節・繰出金で166万8,000円の減額をお願いしております。介護保険の事務費などに係る分を介護保険特別会計へ繰り出すものですが、詳細は介護保険特別会計の歳出でご説明させていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費に103万7,000円の追加補正をお願いしております。内訳は、12節・委託料の103万7,000円の増額でございます。これは児童手当システムを改修する電算委託料でございます。児童手当法の改正により、来年度から特例給付に係る所得制限限度額が変更されるため、児童手当システムを改修する必要があることから計上させていただくものでございます。全額国庫補助金の交付対象となり、補助率は100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 19ページ、20ページをご覧ください。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費の12節・委託料で4,457万8,000円を計上しております。内訳としまして、電算委託料に20万円を計上しております。これは新型コロナウイルスワクチン3回目接種に対応するための電算システム改修費用です。予防接種委託料に4,437万8,000円を計上しております。こちらは3回目の追加接種分と初回接種1回目、2回目の件数の増加や、休日、時間外加算の増加に伴う委託料の増額から不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものです。電算委託料及び予防接種委託料につきましては国庫補助金の対象であり、補助率は100%です。

続きまして、5目・成人保健対策推進費、22節・償還金利子及び割引料に18万1,000円を計上しております。成人保健対策推進費における過年度国県等支出金返還金で、令和2年度の感染症予防事業費と国庫負担金の額の確定を受け

て返還するものです。

6目・母子衛生費、22節償還金利子及び割引料に107万5,000円を計上しております。母子保健事業における過年度国県等支出金返還金で、令和2年度の母子保健衛生費国庫補助金及び養育医療費国県負担金の額の確定を受けて返還するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、21ページ、22ページをご参照していただきたいと思っております。

6款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費で263万2,000円の補正をお願いしております。まず委託費で10万2,000円の補正をお願いしております。転作事業の国のシステム改修に伴う電算の改修料でございます。

次に、22節・償還金利子及び割引料で過年度国費等支出返還金といたしまして253万円を計上しております。これは町内農業法人の明和農産さんの廃業に伴い平成28年度国の担い手確保経営強化促進事業を活用して導入した田植機1台、乾燥機4台、もみすり機2台につきまして、機械の耐用年数経過前に財産の処分を行うこととなり、この場合、国に補助金の一部を返還しなければならないことから、補正予算をお願いするものでございます。返還金の流れといたしましては、歳入で明和農産から返還金を受け入れた後に、その額をそのまま歳出で県を經由して国へ返還する形となります。町の持ち出しが発生するものではございません。返還金につきましては、現在県を通じて国と調整中でございます。まだ額が確定しておりませんが、明和農産の廃業の諸手続上、12月末までに返納を行う必要があることから、12月補正の対応とさせていただき、想定し得る最大の金額で計上させていただいているものでございます。また、今後国との調整により減額が必要となった場合は、3月補正で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをさせていただきたいと思っております。

次に、農地費で51万5,000円の補正をお願いしております。9月の委員会で

報告させていただきました明星妻ヶ広地内町道86号線の宮川用土地改良区管理地内におきます法面復旧の費用負担について、関係各位と協議を行ったものを今回補正をお願いさせていただいております。応急対策といたしまして、宮川用土地改良区が仮設費については全額を負担し、本工事につきましては、宮川用土地改良区が事業主体となって補助率の30%を県単の予防保全調査事業で復旧工事をいたします。残り70%の負担につきましては、三交不動産が所有いたします旧西岡池からの崩落の原因もあるということの中で、三交不動産が20%、宮川用土地改良区が25%、明和町も土地改良施設の復旧ということで25%の51万5,000円の負担をさせていただきたいと考え、補正をお願いさせていただくものでございます。

次に、2項・水産業費、2目・漁港費で1,100万円の補正をお願いしております。大淀の泊地におきましては9月に補正をしていただき測量を実施させていただきました。測量結果といたしましては、泊地4,640㎡の測量を実施いたしましたが、浮き栈橋付近につきましては平均水位が1.77mと、約23cmの堆積が確認でき、最も堆積がある部分では70cm以上の堆積が確認されております。現在も特に干潮時には水はけなど漁業活動に支障を来しておりますので、測量を実施した面積のうち約3分の1の面積に当たります1,510㎡の浚渫を実施したいと考え、補正をお願いさせていただくものでございます。なお、大淀漁港泊地浚渫におきましては、補正をお認めいただいた後、2月頃の発注予定をさせていただいておりますので、工期を鑑みますと今年度中の完成が難しいため、繰越をさせていただくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、下御糸漁港におきましては測量を実施させていただきましたが、設計水深マイナス2mのところ、平均水深が0.93mと、1m程度の堆積が確認できました。浚渫について検討させていただきましたが、漁獲高や正組合員数が少ないことから、漁師の方々にはご不便をおかけいたしますが、干潮の時間帯を避けて出入港していただくなど、対応していただくということでご理解をいた

だいたところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 7款・商工費、1項・商工費、2目・商工業振興費で1,036万円を計上しております。内訳といたしまして、企業誘致推進費として10節・需用費で令和4年度に中村地内、いわゆるブライドガーデン内の空き店舗に開設予定のサテライトオフィスを含みますインキュベーションセンターの開設準備に係る需用費でございます。36万円でございます。内訳は電気代30万円と水道料6万円でございます。12節・委託料でセンターの開設準備委託として1,000万円でございます。こちらは既存の設備を活用しながら、看板、電気配線、水回り、Wi-Fi環境等通信設備等を事前に開設に向けて整備するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 23ページ、24ページをご覧ください。

8款・土木費、1項・土木管理費、1目・土木総務費、10節・需用費の消耗品でございます。18万5,000円の増額をお願いしております。これは事務所で使用しているカラープリンターのトナー代でございます。前年度の使用料より今年度のトナー代を見込んでおりましたが、ウェブ会議等が多く、資料もデータで送られるケースが多く、その出力等で使用量が増えたことによるものでございます。今後も同じ状況が見込まれるため増額をお願いするものでございます。なお、コスト縮減のため1枚に2画面を出力するなど努力等も行っていきたいと考えております。

続きまして、2項・土木費道路橋梁費道路橋梁維持費でございます。10節・需用費施設等修繕料でございます。250万円の増額をお願いしております。この施設修繕料は道路の破損等を早急に修繕する費用でございます。現在予算の90%を支出しており、このままでは年度内、緊急に道路を直せなくなるため、今年度の実績により3月末までの修繕料を想定し、増額するものでございます。ちなみに、前年度は68件の補修案件がありましたが、今年度は12月7日時点で

75件となっております。これまでも職員等で修繕できるものは直接行っていくなど、引き続き努力もさせていただきたいと思っております。

続きまして、3目・道路新設改良費社会資本総合交付金事業、14節・工事請負費でございます。260万円の増額をお願いしております。これは今年度社会資本整備事業の工事箇所において用水等の切替え等があり、切替えを途中で止めることにより営農に支障を来すため増額をお願いするものでございます。続きまして、その下の狭あい道路整備等促進事業でございます。これは交付に対して約96%の交付決定であったため、各節それぞれを調整し、全体で21万6,000円の減額をするものでございます。それでは、12節・委託料でございます。19万円の増でございます。用地買収に伴う境界確定等の範囲が想定より大きかったためによる増額でございます。14節・工事請負費は21万9,000円の増でございます。交付決定に合わせて工事量を調整した結果でございます。16節・公有財産購入費は精査により21万5,000円の減でございます。21節・補償・補填及び賠償は精査により41万円の減でございます。民地に建柱してある電柱の移設費等でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 25ページ、26ページをお願いします。

10款・教育費、1項・教育総務費、2目・学校運営費で12万1,000円の追加をお願いしております。26ページの学校運営費の21節・補償補填及び賠償金修学旅行キャンセル料補填金1万4,000円は、新型コロナウイルスの感染拡大による修学旅行の延期、または旅行先の変更によるキャンセル料補填金の追加です。当初予算で30万円を計上しておりましたが、中学校と斎宮小学校で一部キャンセル料が発生し、合計で30万円を超えたため、超過分の補正をお願いするものでございます。

外国青年招致事業の18節・負担金補助及び交付金JET受入負担金10万7,000円は、10月に来日しました新ALTの受入れに対する負担金の増です。外国青年招致事業機関JETの主体に基づき、渡航費用等に係る負担金等9月

補正でお認めいただきましたが、コロナウイルス感染症の影響によりまして、J E Tから負担金が増加する旨の通知がありました。J E Tの渡航費用については今年度J E Tプログラムを通じて来日する全てのA L Tの旅費を来日人数で按分します。10月以降の費用が上昇しておりまして、負担金の割合も増加する見込みとのことをございます。

続きまして、2項・小学校費、1目・小学校費で160万8,000円の追加でございます。小学校施設管理費の需用費で次のページ、28ページになりますが、水道料金が100万円、施設修繕料が40万8,000円です。水道料については大淀小学校において漏水が発生しており、水道の使用料が増えております。表面上、水があふれている箇所は見当たらず、漏水調査を行ってございましたところ、漏水場所は不明ですが管のつなぎ替えで対応できるめどが立ちましたので、工事費の追加議案をお願いしたいと考えております。この後、全員協議会のほうで詳細の報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

施設等修繕料は修正小学校の外灯修繕工事と大淀小のパソコン室等の軒先修繕工事を予定しております。修正小外灯については、校門付近の敷地内にある水銀灯の修繕で、夜間体育館を利用する際に道路が暗く危険なこと、また外灯の明かりと防犯カメラが連動しておることもありまして修繕を行うものです。水銀灯は生産中止のため、L E Dの機器に取替えをいたします。大淀小についてはパソコン教室等のコンクリートモルタルが剝離して一部落ちている状況です。学校の裏ではありますが、安全のため剝離の可能性があるモルタルを撤去し、むき出しの部分の鉄筋に防さび処理を施した後、穴埋めをいたします。

13節・使用料及び賃借料の下水道使用料は20万円の増でございます。上御糸小学校、下御糸小学校の下水道使用料につきまして、令和2年度から従量制に変わりましたが、2年度実績から換算した予算の見込みがやや少なかったため追加補正をお願いするものでございます。

小学校運営費ですが、10節・需用費消耗品費43万円の増、それから17節・備品購入費28万2,000円の減、その下の小学校総合的な学習推進費の自動車等借

上料14万8,000円の減は、自動車の規模に合わせて各学校に一定金額を配分をしたコロナ対策の学校保健特別対策事業予算の組替えでございます。備品購入については見積り合わせの結果安価で購入できたため、その差金分を消耗品に組替えをいたします。総合的な学習推進費で計上しておりましたバス借り上げ料は、各学校が県の南三重方面への補助を申請したこと、これは町の会計を通さず直接学校に入ります。そのため、その分を学校保健特別対策事業で見ていた借り上げ料の予算を消耗品等に組替えをいたしました。この分を含めて消耗品の増になっております。

続きまして、小学校給食費は94万8,000円の減です。このうち10節・需用費の施設等修繕料6万4,000円の増でございます。斎宮小の生肉保管用冷蔵庫が時折冷却できないことがありまして、肉の管理衛生上問題であるため、基盤の交換を行い修繕するものでございます。

続きまして、3項・中学校費、1目・中学校費で7万9,000円の追加をお願いいたします。中学校施設管理費の11節・役務費、回線通話料7万円の増で電話代の増額によるものです。実績による増でございますが、新型コロナウイルスの感染症第5波の影響等によりまして、電話でやり取りする機会が増えたことが原因ではないかと考えます。特に夏休み期間中は毎日のように感染者が発生した時期もありまして、保護者や関係機関との連絡を取ることも多かったというふうに考えます。

2目・中学校給食費は57万円の追加をお願いいたします。10節・需用費燃料費の補正で、年度末までの見込みを計算した上で予算不足となるため増額をお願いするものです。原油価格の高騰によりガス代が値上がりし続けていることが要因と考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 29ページ、30ページの一番下のところ
お願いいたします。

10款・教育費、5項・社会教育費、4目・文化財保存活用費につきましては

824万7,000円の補正でございます。27節・繰出金の806万5,000円につきましては特別会計でご説明をさせていただきます。

14節・工事請負費の18万2,000円は、斎宮のハナショウブ群落について、昔からあります指定地と実験地とで範囲を区別しておりますが、今般天然記念物の指定地のエリアを明示をしたいと考え、低い高さではありますが、自然木とロープでエリアを囲い込み、天然記念物としての明示化を図りたいと思います。また、昨今はハナショウブ群落群生地内に侵入する方もありまして、区域をしっかりと分けることで指定地の意識づけも行えることから、今回木柵設置工事を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 31ページ、32ページをお願いいたします。

6項・保健体育費、1目・保健体育総務費で4,064万円の減額でございます。このうち、18節・負担金補助及び交付金で第76回国民体育大会等運営費の実行委員会運営負担金で3,600万円の減でございます。令和3年8月26日に三重とこわか国体の中止が決定されたことによりまして、大会運営費に係る町負担金として予算計上しておりました全額を減額するものでございます。なお、これまでに支出した金額及び今後の支出見込み額につきましては、前年度繰越金658万2,000円でございます。この範囲内で支払いできる見込みでございます。その残余金につきましては最終精算後に雑入として一般会計へ納入する予定でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金費で6,000万円を計上しております。24節・積立金といたしまして本年度追加計上するふるさと寄附の経費を差し引いた分を基金に積み立てるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ペー

ジ、歳入をお願いします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 15款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金、3節・障害者自立支援給付費負担金に4,310万円を計上しております。こちらは障害者自立支援給付費負担金3,612万2,000円及び障害児施設給付費等負担金697万8,000円は現年度分の国庫負担金で、補助率は2分の1でございます。

続きまして、2目・衛生費国庫負担金、1節・保健衛生国庫負担金に4,437万8,000円を計上しております。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で補助率は100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 2項・国庫補助金、2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金に、子ども・子育て支援事業費補助金として103万6,000円を計上しております。こちらは歳出、3款・民生費児童福祉総務費のところで説明いたしました児童手当のシステム改修費に係る補助で、補助率は100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 2節・障害者地域支援事業費等補助金に50万円を計上しております。こちらは日常生活用具や移動支援等の地域生活支援事業の国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

3目・衛生費国庫補助金、1節・衛生費国庫補助金に20万円を計上しております。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業補助金で補助率は100%でございます。

続きまして、16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費負担金、4節・障害者自立支援給付費負担金に2,155万5,000円を計上しております。こちらは障害者自立支援給付費負担金1,806万1,000円及び障害児施設給付費等負担金348万9,000円で、現年度分の県負担金で補助率は4分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 5節・後期高齢者医療保険基盤安定負担金に267万4,000円の減額を計上しております。こちらは歳出、3款・民生費、後期高齢者医療事務費のところで説明いたしました、後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定制度負担金に係る県負担金で、補助率は4分の3でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 2項・県補助金、2目・民生費補助金、3節・障害者地域生活支援事業等補助金に25万円を計上しております。こちらは日常生活用具や移動支援等の地域生活支援事業の県補助金で、補助率は4分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、4目・農林水産業費補助金で769万2,000円の補正をお願いさせていただいております。まず、農業費補助金で、経営所得安定対策補助事業ということで10万2,000円をお願いさせていただいております。これは先ほどご説明させていただきました転作システムの改修費でございます。

続きまして、現在改修を進めております藤原排水機場の発電設備の補助の歳入の補正をお願いさせていただきたいと考えております。9月の時点におきましては補助率50%の県単予防保全調査補助金で500万円の歳入を計上しておりましたが、より有利な事業といたしまして、国55%、県14%、合計69%のかんがい排水事業の事業採択が可能となりました。そのため、500万円を減額し、新たに759万円の歳入を補正させていただきたいと考えております。トータルで259万円の歳入増とさせていただきたいと考えております。

次に、歳出でご説明させていただきました大淀漁港の浚渫でございます。補助対象分2分の1の500万円を計上させていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 18款・寄附金、1項・寄附金、1目・総務費寄附金、1節・総務費寄附金で、増額分といたしましてふるさと寄附の2億円の追加補正を計上しております。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金に199万1,000円を計上しております。こちらは令和2年度の介護保険事業の精算に伴い、超過して一般会計から負担していたものについて、介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 19款・繰入金、2項・基金繰入金、4目・文化、スポーツ振興基金繰入金、1節・文化、スポーツ振興基金繰入金で3,600万円の減額補正をお願いしております。これは先ほどの三重とこわか国体の中止によるものでございます。

続きまして、20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金ですが、577万7,000円の追加補正を計上しております。これは前年度繰越金でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 21款・諸収入、4項・雑入で263万円の補正をお願いしております。こちらにつきましては、先ほどご説明させていただきました明和農産からの返還金で、過年度国庫等支出返還金253万円と、単費分、6次産業支援分の10万円でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 22款・町債、1項・町債、2目・農林水産業債、1節・農業用施設債で580万円の追加補正を計上しております。これは、漁港整備事業債といたしまして、先ほどの大淀漁港泊地浚渫工事に充てさせていただくものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案書の一般会計補正予算40ページ、第

2表、債務負担行為をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 議案書40ページの第2表債務負担行為の説明をさせていただきます。

これは、明和の里の指定管理業務について債務負担の設定を行うものでございます。事項は、明和の里施設管理運営業務、期間は令和4年度から令和8年度まで、限度額は750万円でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案書の41ページ、第3表地方債補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 第3表地方債補正の詳細説明を申し上げます。

起債の目的は漁港整備事業債で限度額は580万円でございます。起債の方法、利率、償還方法はご覧のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、議案第68号の詳細説明を終わります。

◎議案第69号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第69号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の45ページ、第2表地方債補正も併せてお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 斎宮跡保存事業特別会計の歳出からご説明をいたします。

7ページ、8ページをご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費の806万5,000円は人件費ですので割愛をさせていただきます。2 目・保存活用費は2億2,979万円の補正をお願いいたします。史跡内の土地の買い上げ要望をいただいております27筆分の先行取得につきまして、国及び県からの補助金の交付決定が今月中に出される見込みであることから、今回補正をお願いいたします。補正をお認めいただきました後は年度内に完了させるように手続を進めてまいります。

戻りまして、5 ページ、6 ページ、歳入をお願いいたします。

3 款・繰入金、1 項・他会計繰入金、1 目・一般会計繰入金は806万5,000円の補正をお願いします。町債繰越金以外の必要分を一般会計から繰り入れるものでございます。

4 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金は9万円の補正をお願いいたします。前年度からの繰越金でございます。

7 款・町債、1 項・町債、2 目・先行取得債、1 節・史跡斎宮跡土地先行取得債で2億2,970万円の補正を計上しております。史跡土地借り上げ要望の土地27筆分の土地を先行取得にて充てさせていただきます。

続きまして、地方債の補正をご説明いたします。

議案書の45ページをご覧ください。

起債の目的は史跡斎宮跡土地先行取得債で、限度額は2億2,970万円です。起債の方法、利率、償還方法はご覧のとおりでございます。

以上です。

◎議案第70号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第70号の説明を歳入歳出を併せてお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 予算に関する説明書の国民健康保険特別会計
7 ページ、8 ページ目をお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費に354万5,000円の減額
補正をお願いしております。こちらは国民健康保険事務に係る職員の給料や手
当などの人件費に係るものでございますので、説明は割愛させていただきます。

8 款・諸支出金、1 項・償還金及び還付加算金、5 目・保険給付費等交付金
償還金に2,133万6,000円の追加補正をお願いしております。令和2年度の県交
付金の精算に伴う返還金でございます。

次に、歳入のほうの説明に移らせていただきます。

5 ページ目、6 ページ目をお願いいたします。

5 款・繰入金、1 項・他会計繰入金、1 目・一般会計繰入金に1,059万5,000
円の減額を計上しております。内訳としましては、4 節・財政安定化支援事業
繰入金の705万円の減額と、5 節・事務費繰入金の354万5,000円の減額でござ
います。こちらは一般会計の歳出で説明いたしました財政安定化支援事業繰出
金と、特別会計総務費に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

6 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目繰越金に2,838万6,000円を計上しており
ます。こちらは歳出の補正額に見合う調整分としまして、前年度繰入金を充当
するものでございます。

◎議案第71号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第71号の説明を歳入歳出を併せてお
願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 農業集落排水事業特別会計補正予算につきまして、歳出からご説明いたします。

農業集落排水事業特別会計、7ページ、8ページをご覧ください。

1款・事業費、1項・農業集落排水事業費、1目・農業集落排水総務費におきまして98万7,000円の増額補正をお願いしております。職員の人件費に係る補正でございます。

続きまして、歳入でございます。5ページ、6ページをご覧ください。

5款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金の前年度繰越金につきまして98万7,000円の増額をお願いしております。先ほど申し上げました歳出の財源として繰越金の増額をお願いするものでございます。

◎議案第72号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第72号の説明を歳入歳出を併せてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、歳出からご説明をいたします。

公共下水道事業特別会計の7ページ、8ページをご覧ください。

1款・事業費、1項・公共下水道事業費、1目・公共下水道総務費におきまして147万4,000円の増額補正をお願いいたします。こちらも農集特別会計と同様に職員の人件費でございます。

続きまして、歳入でございます。5ページ、6ページをご覧ください。

5款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金につきまして147万4,000円の増額をお願いいたします。先ほど申し上げました歳出の財源と

して繰越金の増額をお願いするものでございます。

◎議案第73号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第73号の説明を歳入歳出を併せてお願いします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 介護保険特別会計についてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明させていただきます。9ページ、10ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費につきましては、職員の人件費に係るものですので説明は割愛させていただきます。

2目・連合会負担金、18節・負担金補助及び交付金に11万2,000円を計上しております。こちらは第三者行為求償事務負担金で、求償事務手数料として求償額の6%を国保連合会へ支払うものでございます。

2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費、3目・地域密着型介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に740万円を計上しております。こちらは地域密着型介護サービス給付費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

2項・介護予防サービス等諸費、1目・介護予防サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に190万円を計上しております。こちらは介護予防サービス給付費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

6目・介護予防住宅改修費、18節・負担金補助及び交付金に70万円を計上し

ております。こちらは介護予防住宅改修費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

7目・介護予防サービス計画給付費、18節・負担金補助及び交付金に70万円を計上しております。こちらは介護予防サービス計画費の伸びにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

11ページ、12ページに移ります。

3款・地域支援事業費、3項・包括的支援事業・任意事業費、2目・権利擁護事業費と3目・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、職員の人件費に係るものですので説明は割愛させていただきます。

5款・諸支出金、2項・繰出金、1目・一般会計繰出金、27節・繰出金で199万1,000円を計上しております。こちらは令和2年度の明和町社会福祉協議会への委託事業の精算に伴い、一般会計から超過して負担していたものについて返還するため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・介護給付費国庫負担金、1節・介護給付費国庫負担金に214万円を計上しております。こちらは歳出でご説明しました地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費に係る国の負担分で、負担割合が20%でございます。

2項・国庫補助金、1目・調整交付金、1節・現年度分調整交付金に53万5,000円を計上しております。こちらは先ほど申し上げた地域密着型介護サービス給付費などに係る国の調整交付金分で、負担割合は5%でございます。

3款・支払基金交付金、1項・支払基金交付金、1目・介護給付費交付金、1節・介護給付費交付金に288万9,000円を計上しております。こちらは先ほど申し上げました地域密着型介護サービス給付費などに係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金分で、負担割合は27%でございます。

4 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費県負担金、1 節・介護給付費県負担金に133万9,000円を計上しております。こちらは先ほど申し上げました地域密着型介護サービス給付費などに係る県負担分で、負担割合は12.5%でございます。

6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金、1 節・現年度分に133万9,000円を計上しております。こちらは先ほど申し上げました地域密着型介護サービス給付費などに係る町負担分の一般会計からの繰入金で、負担割合は12.5%でございます。

3 目・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1 節・現年度分に34万3,000円を計上しております。こちらは地域支援事業に係る町負担分の一般会計からの繰入金で、負担割合は19.25%でございます。

4 目・事務費繰入金、1 節・事務費繰入金で335万円の減額をお願いしております。こちらは歳出における1 款・総務費、1 目・一般管理費において人件費の減額補正が生じたことと、第三者行為損害賠償金が納入されることにより、町負担分の一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目繰越金に389万8,000円を計上しております。こちらは歳出の補正額に見合う分の調整分として繰越金を充当するものでございます。

続きまして、7 ページ、8 ページをお願いします。

8 款・諸収入、3 項・雑入、2 目・第三者納付金、1 節・第三者納付金に242万9,000円を計上しております。こちらは国保連合会より納入される第三者行為損害賠償金でございます。

3 目・雑入、1 節・雑入に199万1,000円を計上しております。こちらは令和2年度の明和町社会福祉協議会への委託事業の精算に伴う返還金でございます。以上です。

◎議案第74号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第74号の説明を歳入歳出を併せてお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明をいたします。

歳出から説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計の7ページ、8ページ目をご覧ください。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金、1項・後期高齢者医療広域連合納付金、1目・後期高齢者医療広域連合納付金に356万4,000円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、18節・負担金補助及び交付金の356万4,000円の減額でございます。こちらは保険基盤安定制度負担金の確定に伴い減額するものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページ目をお願いいたします。

3款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金、2目・保険基盤安定繰入金に356万4,000円の減額を計上しております。内訳としましては、1節・保険基盤安定繰入金の356万4,000円の減額でございます。こちら先ほど申し上げました歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に係る分と、一般会計から繰り入れるもので、歳出の減額に伴い減額するものでございます。

以上でございます。

◎議案第75号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第75号の説明を収入支出を併せてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 水道事業会計補正予算の企の1、企の2ページをご覧ください。

収益的支出からご説明いたします。

1款・水道事業費用、1項・営業費用、4目・総係費におきまして479万3,000円の減額をお願いいたします。主に職員の人件費に係る補正でございます。このうち、2節・手当で会計年度任用職員期末手当21万9,000円の減額、4節・報酬費、会計年度任用職員報酬151万8,000円の減額につきましては、任用実績に基づく補正でございます。

続きまして、予算書企の3、企の4ページをご覧ください。

資本的支出の1款・資本的支出、1項・建設改良費、1目・建設改良費におきまして53万8,000円の減額をお願いいたします。こちらも職員の人件費に係る補正でございます。

なお、資本的支出の減額に対する資本的収入につきましては、議案書の第4条に規定する過年度分損益勘定留保資金の補填額を変更することで対応をいたします。また、予算書企の5、補正予定キャッシュ・フロー計算書以下の説明は省略をさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は12月17日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

なお、電子採決の際、スムーズに操作できなかったこと、申し訳ありませんでした。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 30分）
